

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第12-93号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表			別表		
機 関	職		機 関	職	
本庁	(略)		本庁	(略)	
	知事部局	危機管理監 部長 局長 参与 広報監 <u>副危機管理監</u> 国際企画監 情報企画監 副部長 副局長 次長 都市局長 技監 <u>政策統括監</u> 政策監 課長 室長（韓国室長、ロシア室長及び中国室長を除く。） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） （ <u>知事政策局政策企画課関係</u> ） 総括政策企画員 政策企画員 （知事政策局秘書課関係） 参事 総務係長 秘書係長 副参事（秘書の事務を行うものに限る。） 総務係及び秘書係の主査、主任及び主事 （総務管理部財政課関		知事部局	危機管理監 部長 局長 参与 広報監 国際企画監 情報企画監 副部長 副局長 次長 都市局長 技監 <u>総括政策監</u> 政策監 課長 室長（韓国室長、ロシア室長及び中国室長を除く。） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） （ <u>知事政策局政策課関係</u> ） 総括政策企画員 政策企画員 （知事政策局秘書課関係） 参事 総務係長 秘書係長 副参事（秘書の事務を行うものに限る。） 総務係及び秘書係の主査、主任及び主事 <u>（知事政策局行政改革・評価室関係）</u> <u>政策企画員</u> （総務管理部財政課関

		係) 財政調整員 (総務管理部人事課関係) 企画調査係長 人事係長 人材育成係長 給与係長 健康管理室の副参事 人事調査員 企画調査係、人事係、人材育成係 及び給与係の主査、主任 及び主事(企画に関する 事務を行うものに限る。) <u>(総務管理部行政改革課関係)</u> <u>政策企画員 主査、主任</u> <u>及び主事(組織に関する</u> <u>事務を行うものに限る。)</u> (略)			係) 財政調整員 (総務管理部人事課関係) 企画調査係長 人事係長 人材育成係長 給与係長 健康管理室の副参事 人事調査員 企画調査係、人事係、人材育成係 及び給与係の主査、主任 及び主事(企画に関する 事務を行うものに限る。) (略)
	出納局	会計管理者 局長 課長 課長補佐 (管理課関係) <u>総務班の副参事(人事に</u> <u>関する事務を行うもの</u> <u>に限る。)</u>		出納局	会計管理者 局長 課長 課長補佐 (管理課関係) <u>総務係長</u>
	教育委員会事務局	教育次長 政策監 課長 室長 企画主幹 課長 補佐 (略)		教育委員会事務局	教育次長 課長 室長 企画主幹 課長補佐 (略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
本庁以外の機関	(略)	(略)		(略)	(略)
	はまぐみ小児療育センター	所長 事務長 事務長 補佐		はまぐみ小児療育センター	所長 事務長 事務長 補佐
	(略)	(略)		若草寮	寮長 次長
	文書館	館長 副館長		文書館	館長 副館長
	(略)	(略)		阿賀黎明中学校	校長 教頭
備考	(略)		備考	(略)	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。